

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|--|--|
| 172 | <p>3 医療対策</p> <p>山梨県大規模災害時____医療救護マニュアルに基づき、迅速に____医療対策を実施して県民の生命・健康の<u>保</u>全に努める。</p> <p><迅速かつ的確な初動体制の確立></p> <p>迅速に山梨県____医療救護対策本部(以下「県救護本部」という。)体制を確立し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分・配置、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣その他必要な措置をとる。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>3 医療対策</p> <p>山梨県大規模災害時<u>保健</u>医療救護マニュアルに基づき、迅速に<u>保健</u>医療対策を実施して県民の生命・健康の<u>安</u>全に努める。</p> <p><迅速かつ的確な初動体制の確立></p> <p>迅速に山梨県<u>保健</u>医療救護対策本部(以下「県救護本部」という。)体制を確立し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分・配置、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣その他必要な措置をとる。</p> <p><u><災害医療コーディネーター・小児周産期リエゾンの身分及び業務></u></p> <p><u>災害医療コーディネーター及び小児周産期リエゾンは、災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できるよう、県救護本部の本部長の要請により参集し、県または地区保健医療救護対策本部にて活動を行う。</u></p> <p><u>(1)災害医療コーディネーター</u></p> <p><u>①身分</u></p> <p><u>知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の医療の現状について熟知している者を災害医療コーディネーターとして委嘱する。</u></p> <p><u>②業務</u></p> <p><u>災害発生直後の急性期から亜急性期、慢性期に移行し、医療救護活動が安定するまでの間、以下の業務を行う。</u></p> <p><u>ア 医療機関等の被災状況や傷病者の状況に関する情報の収集、分析</u></p> <p><u>イ 医療救護班の派遣及び配置に関する調整及び助言</u></p> <p><u>ウ 被災傷病者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する調整及び助言</u></p> <p><u>エ 保健医療救護対策本部の運営支援</u></p> <p><u>オ その他医療救護に関し必要な調整及び助言</u></p> <p><u>(2)小児周産期リエゾン</u></p> <p><u>①身分</u></p> <p><u>知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の小児周産期医療の現状について熟知している者を災害時小児周産期リエゾンとして委嘱する。</u></p> <p><u>②業務</u></p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|
| 172 | <p>(1) 〃 医療救護対策本部職員構成</p> <p>ア 県 〃 医療救護対策本部 県 〃 医療救護本部長 1名(県福祉保健部長) 県 〃 医療救護副本部長 4名(県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表) 県 〃 医療救護本部連絡班 若干名(県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する) 県 〃 医療救護本部班員 福祉保健部医務課、〃 衛生薬務課、健康増進課及び障害福祉課の職員 県災害医療コーディネーター 県が指定する者(災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。)</p> <p>イ 地区 〃 医療救護対策本部 地区 〃 医療救護対策本部長 1名(各保健所長) 地区 〃 医療救護対策副本部長 若干名(地区医師会、支部歯科医師会、地域薬剤師会の代表) 地区 〃 医療救護対策本部連絡班 若干名(地区本部長が委嘱) 地区 〃 医療救護対策本部職員 保健所職員 地区災害医療コーディネーター 県が指定する者</p> | <p><u>災害医療コーディネーター等の関係者と連携し、以下の業務を行う。</u></p> <p><u>ア 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行う。</u></p> <p><u>イ 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信を行う。</u></p> <p><u>ウ 災害急性期における母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行う。</u></p> <p><u>エ 被災地等への医師派遣の調整を行う。</u></p> <p><u>オ 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。</u></p> <p><u>カ その他知事が必要と認めた事項を行う。</u></p> <p>(1) 保健 医療救護対策本部職員構成</p> <p>ア 県 保健 医療救護対策本部 県 保健 医療救護本部長 1名(県福祉保健部長) 県 保健 医療救護副本部長 4名(県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表) 県 保健 医療救護本部連絡班 若干名(県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する) 県 保健 医療救護本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総務課、衛生薬務課、健康増進課及び障害福祉課の職員 県災害医療コーディネーター 県が指定する者(災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。)</p> <p>イ 地区 保健 医療救護対策本部 地区 保健 医療救護対策本部長 1名(各保健所長) 地区 保健 医療救護対策副本部長 若干名(地区医師会、支部歯科医師会、地域薬剤師会の代表) 地区 保健 医療救護対策本部連絡班 若干名(地区本部長が委嘱) 地区 保健 医療救護対策本部職員 保健所職員 地区災害医療コーディネーター 県が指定する者</p> |
| 173 | <p>(2) 県 〃 医療救護対策本部の設置場所 アイ (略)</p> <p>(3) 県 〃 医療救護対策本部幹部職員の配備体制 県 〃 医療救護対策本部長等本部職員の配備が困難な状況が発生した</p> | <p>(2) 県 保健 医療救護対策本部の設置場所 アイ (略)</p> <p>(3) 県 保健 医療救護対策本部幹部職員の配備体制 県 保健 医療救護対策本部長等本部職員の配備が困難な状況が発生した</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|--|---|
| 174 | <p>ときは、予め定められた順位の者が代理する。</p> <p>(4) 県__医療救護対策本部職員の配備体制 山梨県<u>医療救護対策本部設置</u> マニュアル _____ に基づき配備につく</p> <p>(5) 連絡体制 防災行政無線、電話等により、県__医療救護対策本部と地区__医療救護対策本部等との通信を行う。 <u>なお、携帯電話等の無線系の通信手段の整備を進める。</u></p> <p><医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成及び派遣> (略)</p> <p>(1) 医療救護班 ①編成 アイ (略) ウ <u>地区医師会</u>班 エ (略) オ 歯科_____救護班</p> <p>②派遣 医療救護班の派遣は、「<u>医療救護体制及び医療救護班の設置・運営</u>」に定める手順により、被災状況に応じて又は関係機関の要請に基づき派遣する。</p> <p>(2) 災害派遣医療チーム(DMAT) ① (略) ②派遣 DMATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。 なお、県外からの医療の支援が必要な規模の災害時には、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省、<u>文部科学省及び国立病院機構等</u>に要請する。</p> | <p>ときは、予め定められた順位の者が代理する。</p> <p>(4) 県<u>保健</u>医療救護対策本部職員の配備体制 山梨県<u>大規模災害時保健医療救護</u>マニュアル<u>及びアクションカード</u>に基づき配備につく</p> <p>(5) 連絡体制 防災行政無線、電話等により、県<u>保健</u>医療救護対策本部と地区<u>保健</u>医療救護対策本部等との通信を行う。</p> <hr/> <p><医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成及び派遣> (略)</p> <p>(1) 医療救護班 ①編成 アイ (略) ウ <u>医師会救護</u>班 エ (略) オ 歯科<u>医師会</u>救護班</p> <p>②派遣 医療救護班の派遣は、<u>山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル</u>に定める手順により、被災状況に応じて又は関係機関の要請に基づき派遣する。</p> <p>(2)災害派遣医療チーム(DMAT) ① (略) ②派遣 DMATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。 なお、県外からの医療の支援が必要な規模の災害時には、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省 _____ に要請する。</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

| | | |
|--|---|--|
| | <p><医療救護所の設置__></p> <p><u>医療救護所は、次の点に留意して設置する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>被災傷病者の発生及び避難状況</u> ② <u>医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制</u> ③ <u>被災地の医療機関の稼働状況</u> ④ <u>医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し</u> ⑤ <u>搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し</u> | <p><医療救護所の設置・運営></p> <p><u>市町村災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。</u></p> <p>(1) <u>設置基準</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。</u> ② <u>医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。</u> ③ <u>時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。</u> ④ <u>災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。</u> ⑤ <u>被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。</u> <p>(2) <u>設置数及び設置場所</u></p> <p><u>広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。</u></p> <p><u>設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>特に被害の甚大な地域</u> ② <u>傷病者が多数見込まれる地域</u> ③ <u>医療施設の稼働率の低い地域</u> ④ <u>傷病者が集まりやすい場所</u> ⑤ <u>二次災害を受けにくい場所</u> ⑥ <u>医療救護班を派遣しやすい場所(医師、看護師等が集合しやすい場所)</u> ⑦ <u>ライフラインの確保しやすい場所</u> ⑧ <u>トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所</u> ⑨ <u>搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所</u> <p>(3) <u>医療救護所の役割</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>傷病者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)</u> ② <u>軽症患者の受入れ及び処置</u> ③ <u>中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配</u> |
|--|---|--|

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|
| 175 | <p><医療機関の医療救護体制> (1) 災害拠点病院等の指定 災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定する。 ア (略) イ 災害支援病院 (ア) (略) (イ) 地域災害支援病院 県下29病院を指定</p> | <p><医療機関の医療救護体制> (1) 災害拠点病院等の指定 災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定する。 ア (略) イ 災害支援病院 (ア) (略) (イ) 地域災害支援病院 県下30病院を指定</p> |
| 176 | <p><応急医療救護業務> (3) 応急医療救護活動の留意事項 ①～③ (略) ④ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要援護者等の医療相談や保健指導にも留意する。 ⑤ (略) <特殊医療対策> 医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。 特に、平常時から災害時要援護者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。</p> | <p><応急医療救護業務> (3) 応急医療救護活動の留意事項 ①～③ (略) ④ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要配慮者等の医療相談や保健指導にも留意する。 ⑤ (略) <特殊医療対策> 医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。 特に、平常時から災害時要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。</p> |
| 177 | <p><地域保健対策> <u>医療救護班のほかに、保健所、市町村等の保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。</u> <u>① 感染症対策</u></p> | <p><地域保健対策> <u>市町村災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。</u> <u>(1) 歯科医師会救護班</u></p> |

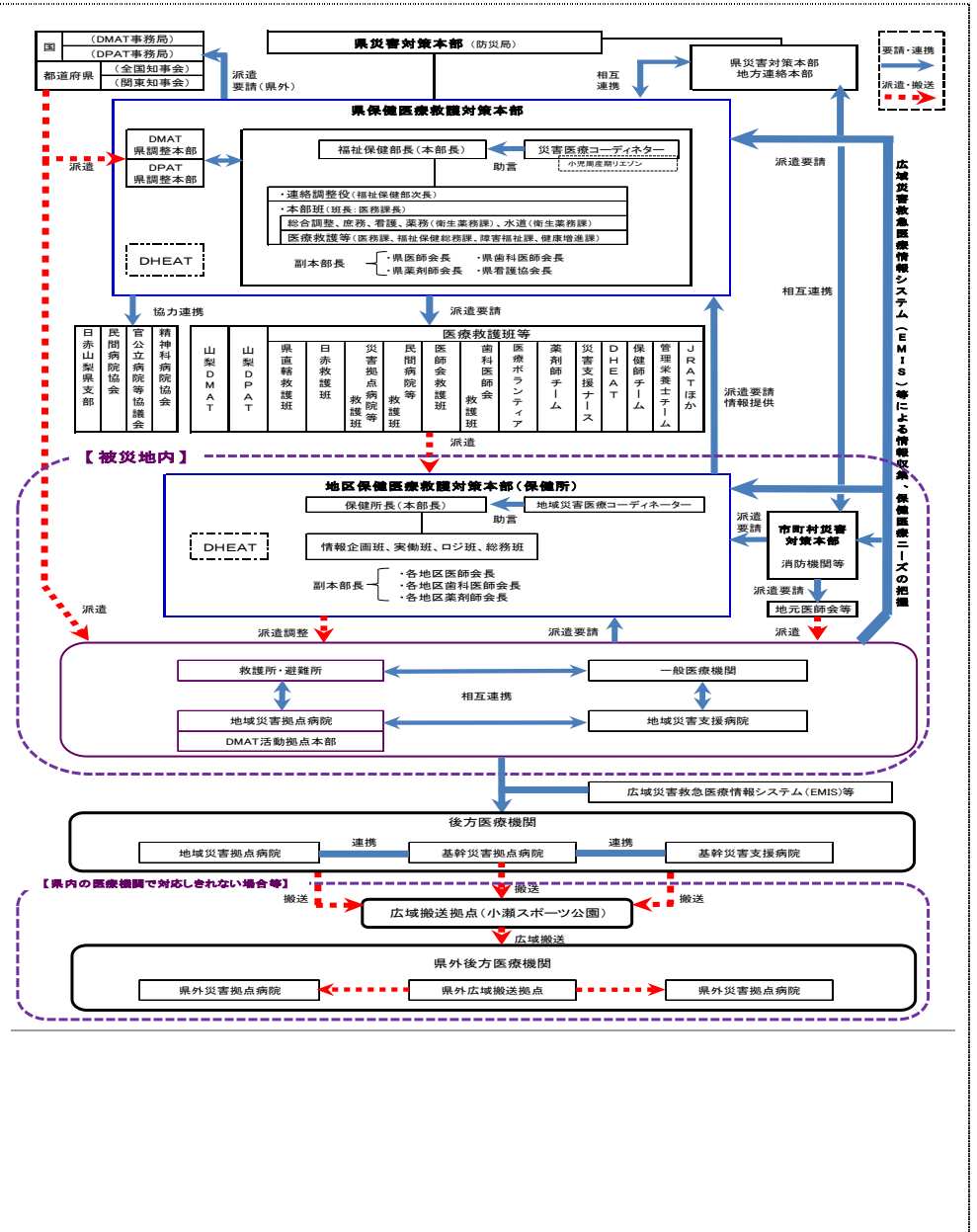
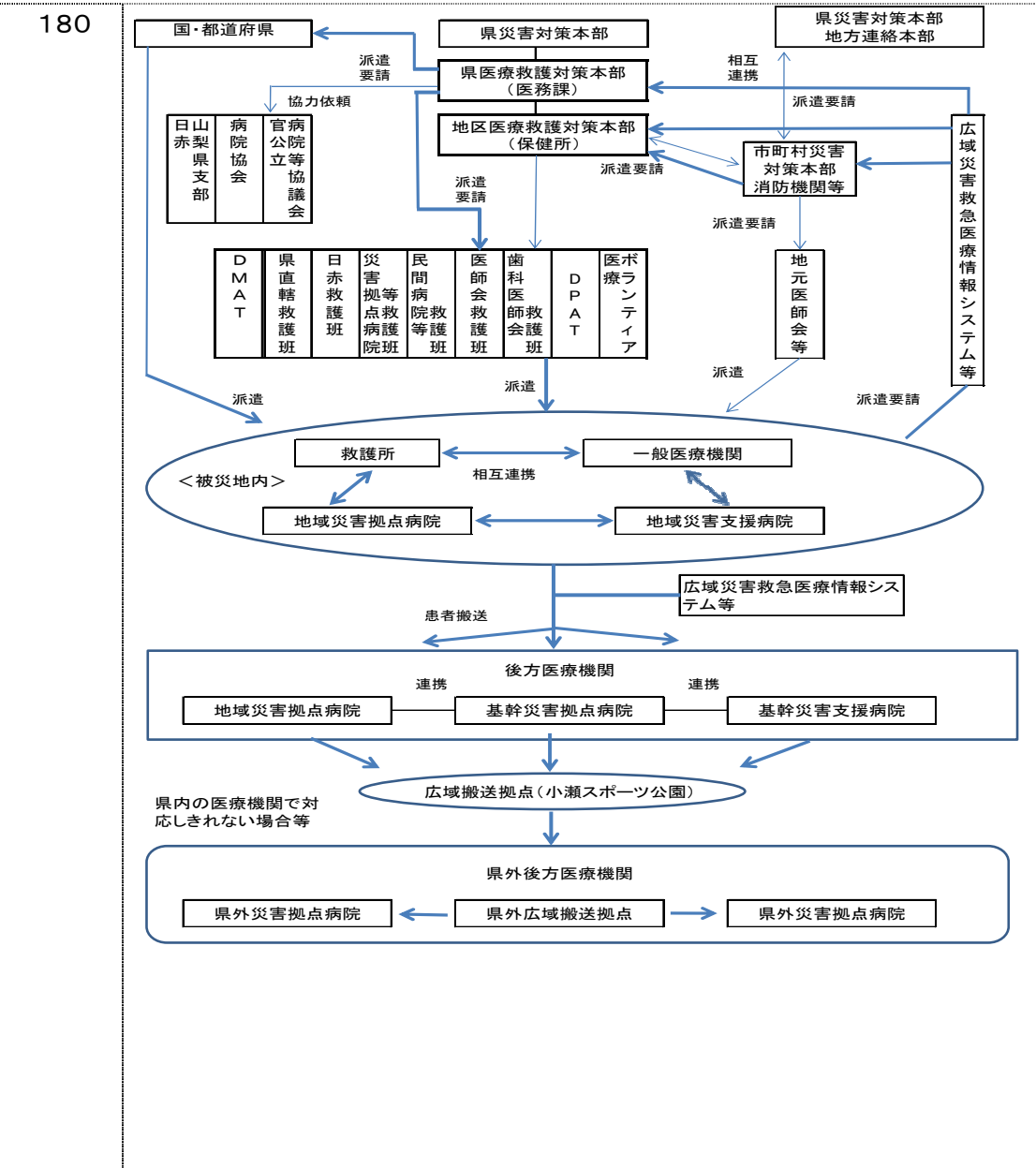
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|--|---|
| 178 | <p>② 慢性疾患対策 ③ 認知症高齢者対策 ④ 寝たきり高齢者防止対策 ⑤ 巡回リハビリ ⑥ 検診体制、その他の体制整備</p> <p><医薬品等の備蓄供給体制の確保> (5) 医療機器、医療用ガス_____の確保 医療機器等については山梨県医療機器販売業協会の協力を得て、医療用ガスについては日本産業医療ガス協会山梨県支部の協力を得て、_____供給に努める。</p> | <p><u>山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。</u></p> <p><u>(2)薬剤師チーム</u> <u>山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。</u></p> <p><u>(3)災害支援ナース</u> <u>日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。</u></p> <p><u>(4)保健師チーム</u> <u>県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。</u></p> <p><u>(5)管理栄養士チーム</u> <u>避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。</u></p> <p><u>(6)災害時リハビリテーション支援チーム(JRAT)</u> <u>山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。</u></p> <p><医薬品等の備蓄供給体制の確保> (5) 医療機器、医療用ガス<u>及び臨床検査薬等</u>の確保 医療機器等については山梨県医療機器販売業協会の協力を得て、医療用ガスについては日本産業医療ガス協会山梨県支部の協力を得て、<u>臨床検査薬等</u>については<u>関東甲信越臨床検査薬卸連合会</u>の協力を得て、供給に努める。</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|--|
| 180 | <p>大規模災害時応急医療救護体制</p> <p>○ 震度6弱以上の地震が発生した場合や、県本部を設置した又はすることとなった場合その他必要に応じて、直ちに県救護本部を設置のうえ災害時応急医療救護体制に入り、被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。</p> <p>○ 短時間に多数の被災傷病者に対処するため、特に被災地内の医療機関は後方医療機関への迅速な搬送に努める必要があり、このため、県_____医療救護対策本部は、特に被災傷病者等の緊急搬送体制の確保に万全を期す。</p> | <p>大規模災害時保健医療救護体制</p> <p>○ 震度6弱以上の地震が発生した場合や、県本部を設置した又はすることとなった場合その他必要に応じて、直ちに県救護本部を設置のうえ災害時保健医療救護体制に入り、被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。</p> <p>○ 短時間に多数の被災傷病者に対処するため、特に被災地内の医療機関は後方医療機関への迅速な搬送に努める必要があり、このため、県保健医療救護対策本部は、特に被災傷病者等の緊急搬送体制の確保に万全を期す。</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

181

| ■ 災害拠点病院等医療機関一覧 | | | | | |
|----------------------------|----------|--|--|------------------------------------|------------------------------|
| ◇ 基幹災害拠点病院 | | | | | |
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 防災電話 衛星携帯電話 | FAX | E-mail | |
| 県立中央病院 甲府市富士見 1-1-1 | 829 | 055-253-7111 9-210- 090-3097-5008 | 055-253-8011 | chubyo@pref.yamanashi.jp | |
| ◇ 基幹災害支援病院 | | | | | |
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 防災電話 衛星携帯電話 | FAX | E-mail | |
| 山梨大学医学部附属病院 中央市下河東 1110 | 578 | 055-273-1111 9-220-1-081 080-1234-8935 | 055-273-7108 9-220-2-081 | kanrika= bousai@yamanashi.ac.jp | |
| 山梨赤十字病院 富士河口湖町船津 6663-1 | 224 | 0555-72-2222 9-220-1-082 080-3235-7266 | 0555-73-1385 9-220-2-082 | rchfujj@mfi.or.jp | |
| ◇ 地域災害拠点病院 | | | | | |
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 (防災電話) | FAX | E-mail | |
| 中 北 | 402 | 市立甲府病院 甲府市増坪町 366 | 055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856 | 055-220-2650 9-220-2-083 | byoinssm@city.kofu.lg.jp |
| | | 白根徳洲会病院 南アルプス市西野 2294-2 | 055-284-7711 9-220-1-088 080-2257-9543 | 055-284-7721 9-220-2-088 | saigai@shiranetoku.jp |
| 中 北 | 137 | 韭崎市立病院 韭崎市本町 3-5-3 | 0551-22-1221 9-220-1-087 080-1439-7573 | 0551-22-9731 9-220-2-087 | hospital@city.nirasaki.lg.jp |
| | | 山梨厚生病院 山梨市落合 860 | 0553-23-1311 9-220-1-084 080-8437-8877 | 0553-22-1000 9-220-2-084 | kikaku@kousai.jp |
| 峡 東 | 150 | 笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場 47-1 | 055-262-2185 9-220-1-085 080-4071-8256 | 055-262-5885 9-220-2-085 | fuefukihp@fch.or.jp |
| | | 峡南医療センター企業団 富士川病院 富士川町敷沢 340-1 | 0556-22-3135 9-220-1-086 080-2599-2873 | 0556-22-3884 9-220-2-086 | fk@kyonan-mc.jp |
| 富 士 ・ 東 部 | 256 | 富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田 8530 | 0555-22-4111 9-220-1-089 080-1867-1376 | 0555-22-6995 9-220-2-089 | byoin@city.fujiyoshida.lg.jp |
| | | 大月市立中央病院 大月市大月町花咲 1225 | 0554-22-1251 9-220-1-090 080-8437-4885 | 0554-22-3765 9-220-2-090 | ji-hp@city.otsuki.lg.jp |

※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

| ◇ 基幹災害拠点病院 | | | | | |
|----------------------------|----------|--|--|------------------------------------|------------------------------|
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 防災電話 衛星携帯電話 | FAX | E-mail | |
| 県立中央病院 甲府市富士見 1 1 1 | 029 | 055-253-7111 9-210- 090-3097-5008 | 055-253-8011 | chubyo@pref.yamanashi.jp | |
| ◇ 基幹災害支援病院 | | | | | |
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 防災電話 衛星携帯電話 | FAX | E-mail | |
| 山梨大学医学部附属病院 中央市下河東 1110 | 566 | 055-273-1111 9-220-1-081 080-1234-8935 | 055-273-7108 9-220-2-081 | kanrika= bousai@yamanashi.ac.jp | |
| 山梨赤十字病院 富士河口湖町船津 6663-1 | 224 | 0555-72-2222 9-220-1-082 080-3235-7266 | 0555-73-1385 9-220-2-082 | rchfujj@mfi.or.jp | |
| ◇ 地域災害拠点病院 | | | | | |
| 病院名等 | 一般病床数(床) | 電話 (防災電話) | FAX | E-mail | |
| 甲 府 | 402 | 市立甲府病院 甲府市増坪町 366 | 055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856 | 055-220-2650 9-220-2-083 | byoinssm@city.kofu.lg.jp |
| | | 白根徳洲会病院 南アルプス市西野 2294-2 | 055-284-7711 9-220-1-088 080-2257-9543 | 055-284-7721 9-220-2-088 | saigai@shiranetoku.jp |
| 中 北 | 141 | 韭崎市立病院 韭崎市本町 3-5-3 | 0551-22-1221 9-220-1-087 080-1439-7573 | 0551-22-9731 9-220-2-087 | hospital@city.nirasaki.lg.jp |
| | | 山梨厚生病院 山梨市落合 860 | 0553-23-1311 9-220-1-084 080-8437-8877 | 0553-22-1000 9-220-2-084 | kikaku@kousai.jp |
| 峡 東 | 150 | 笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場 47-1 | 055-262-2185 9-220-1-085 080-4071-8256 | 055-262-5885 9-220-2-085 | fuefukihp@fch.or.jp |
| | | 峡南医療センター 富士川病院 富士川町敷沢 340-1 | 0556-22-3135 9-220-1-086 080-2599-2873 | 0556-22-3884 9-220-2-086 | fk@kyonan-mc.jp |
| 富 士 ・ 東 部 | 254 | 富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田 8530 | 0555-22-4111 9-220-1-089 080-1867-1376 | 0555-22-6995 9-220-2-089 | byoin@fymh.jp |
| | | 大月市立中央病院 大月市大月町花咲 1225 | 0554-22-1251 9-220-1-090 080-8437-4885 | 0554-22-3765 9-220-2-090 | ji-hp@city.otsuki.lg.jp |

※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

182 ◇ 地域災害支援病院

| | 病院名等 | 電話番号 | FAX |
|---------------|---------------|---|---|
| 中北 | 甲府病院 | 甲府市天神町 11-35 055-253-6131 0816-5146-4589 | 055-251-5597 |
| | 山梨病院 | 甲府市朝日 3-8-31 055-252-8831 080-8764-5720 | 055-253-4735 |
| | 甲府共立病院 | 甲府市東 1-9-1 055-226-3131 | 055-226-9715 |
| | 武川病院 | 昭和町飯喰 1277 055-275-7311 080-8764-8644 | 055-275-4582 |
| | 真川整形外科病院 | 甲府市新田町 10-28 055-228-6381 | 055-228-6550 |
| | 三枝病院 | 甲斐市竜王新町 1440 055-279-0222 080-2584-6517 | 055-279-3042 |
| | 赤坂台病院 | 甲斐市竜王新町 2150 055-279-0111 080-8764-8643 | 055-279-3912 |
| | 竜王リハビリテーション病院 | 甲斐市万才 287 055-279-1155 080-8764-8640 | 055-279-1262 |
| | 高原病院 | 南アルプス市菊沢 255 055-282-1455 080-8764-5718 | 055-284-3877 |
| | 巨摩共立病院 | 南アルプス市桃園 340 055-283-3131 080-4841-7520 | 055-282-5614 |
| | 宮川病院 | 南アルプス市上今諏訪 1750 055-282-1107 080-8764-8645 | 055-282-1108 |
| | 北杜市立塩川病院 | 北杜市須玉町藤田 773 0551-42-2221 080-2584-8319 | 055-142-2992 |
| | 北杜市立甲陽病院 | 北杜市長坂町大八田 3954 0551-32-3221 080-2584-6522 | 0551-32-7191 |
| | 重崎相互病院 | 重崎市一ツ谷 1865-1 0551-22-2621 080-2584-8528 | 0551-23-0477 |
| | 岐阜 | 加納岩総合病院 | 山梨市上神内川 1309 0553-22-2511 080-2584-2511 |
| 塩山市民病院 | | 甲州市塩山西広門田 433-1 0553-32-5111 870-7722-88082 | 0553-32-5115 |
| 甲州市立勝沼病院 | | 甲州市勝沼町勝沼 950 0553-44-1166 870-7722-88082 | 0553-44-2906 |
| 山梨市立牧丘病院 | | 山梨市牧丘町窪平 302-2 0553-35-2025 870-7722-86780 | 0553-35-4434 |
| 富士温泉病院 | | 笛吹市春日居町小松 1177 0553-26-3331 | 0553-26-3574 |
| 甲州リハビリテーション病院 | | 笛吹市石和町四日市場 2031 055-262-3121 080-8764-8638 | 055-262-3727 |
| 石和温泉病院 | | 笛吹市石和町八田 330-5 055-263-0111 080-8764-8638 | 055-263-0280 |
| 石和共立病院 | | 笛吹市石和町広瀬 623 055-263-3131 080-2584-6524 | 055-263-3136 |
| 一宮温泉病院 | | 笛吹市一宮町坪井 1745 0553-47-3131 080-8808-0983 | 0553-47-3434 |
| 市川三郷病院 | | 市川三郷町市川大門 428-1 055-272-3000 | 055-272-0937 |
| 組合立飯富病院 | | 身延町飯富 1628 0556-42-2322 080-2584-6528 | 0556-42-3481 |
| 身延山病院 | | 身延町梅平 2483 0556-62-1061 080-2584-6529 | 0556-62-1306 |
| 峡南病院 | | 富士川町敷沢 1806 0556-22-4411 080-2584-6530 | 0556-22-6553 |
| しもべ病院 | | 身延町下部 1063 0556-36-1111 080-8764-8646 | 0556-36-1556 |
| 富士・長野 | | 上野原市立病院 | 上野原市上野原 3195 0554-62-5121 080-2584-6520 |
| | 都留市立病院 | 都留市つる 5-1-55 0554-45-1811 080-2584-6518 | 0554-45-2467 |

◇ 地域災害支援病院

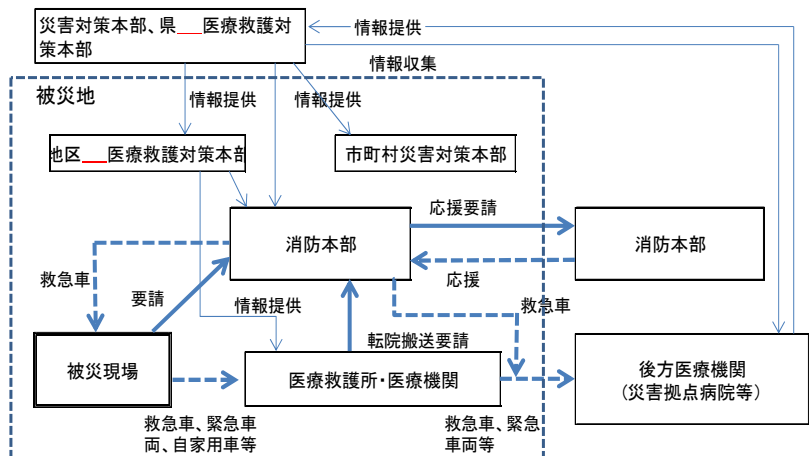
| | 病院名等 | 電話番号 | FAX |
|---------------|---------------|---|---|
| 甲府 | 甲府病院 | 甲府市天神町 11-35 055-253-6131 8816-5146-4589 | 055-251-5597 |
| | 山梨病院 | 甲府市朝日 3-8-31 055-252-8831 080-8764-5720 | 055-253-4735 |
| | 甲府共立病院 | 甲府市東 1-9-1 055-226-3131 | 055-226-9715 |
| | 真川整形外科病院 | 甲府市新田町 10-28 055-228-6381 | 055-228-6550 |
| | 武川病院 | 昭和町飯喰 1277 055-275-7311 080-8764-8644 | 055-275-4582 |
| | 三枝病院 | 甲斐市竜王新町 1440 055-279-0222 080-2584-6517 | 055-279-3042 |
| | 赤坂台病院 | 甲斐市竜王新町 2150 055-279-0111 080-8764-8643 | 055-279-3912 |
| | 竜王リハビリテーション病院 | 甲斐市万才 287 055-279-1155 080-8764-8640 | 055-279-1262 |
| | 高原病院 | 南アルプス市菊沢 255 055-282-1455 080-8764-5718 | 055-284-3877 |
| | 巨摩共立病院 | 南アルプス市桃園 340 055-283-3131 080-4841-7520 | 055-282-5614 |
| | 宮川病院 | 南アルプス市上今諏訪 1750 055-282-1107 080-8764-8645 | 055-282-1108 |
| | 北杜市立塩川病院 | 北杜市須玉町藤田 773 0551-42-2221 080-2584-8319 | 055-142-2992 |
| | 北杜市立甲陽病院 | 北杜市長坂町大八田 3954 0551-32-3221 080-2584-6522 | 0551-32-7191 |
| | 重崎相互病院 | 重崎市一ツ谷 1865-1 0551-22-2521 080-2584-8528 | 0551-23-1838 |
| | 岐阜 | 加納岩総合病院 | 山梨市上神内川 1309 0553-22-2511 080-2584-2511 |
| 塩山市民病院 | | 甲州市塩山西広門田 433-1 0553-32-5111 870-7722-88082 | 0553-32-5115 |
| 甲州市立勝沼病院 | | 甲州市勝沼町勝沼 950 0553-44-1166 870-7722-88082 | 0553-44-2906 |
| 山梨市立牧丘病院 | | 山梨市牧丘町窪平 302-2 0553-35-2025 870-7722-86780 | 0553-35-4434 |
| 富士温泉病院 | | 笛吹市春日居町小松 1177 0553-26-3331 | 0553-26-3574 |
| 甲州リハビリテーション病院 | | 笛吹市石和町四日市場 2031 055-262-3121 080-8764-8638 | 055-262-3727 |
| 石和温泉病院 | | 笛吹市石和町八田 330-5 055-263-0111 080-8764-8638 | 055-263-0280 |
| 石和共立病院 | | 笛吹市石和町広瀬 623 055-263-3131 080-2584-6524 | 055-263-3136 |
| 一宮温泉病院 | | 笛吹市一宮町坪井 1745 0553-47-3131 080-8808-0983 | 0553-47-3434 |
| 市川三郷病院 | | 市川三郷町市川大門 428-1 055-272-3000 | 055-272-0937 |
| 組合立飯富病院 | | 身延町飯富 1628 0556-42-2322 080-2584-6528 | 0556-42-3481 |
| 身延山病院 | | 身延町梅平 2483 0556-62-1061 080-2584-6529 | 0556-62-1306 |
| 峡南病院 | | 富士川町敷沢 1806 0556-22-4411 080-2584-6530 | 0556-22-6553 |
| しもべ病院 | | 身延町下部 1063 0556-36-1111 080-8764-8646 | 0556-36-1556 |
| 富士・長野 | | 上野原市立病院 | 上野原市上野原 3195 0554-62-5121 080-2584-6520 |
| | 都留市立病院 | 都留市つる 5-1-55 0554-45-1811 080-2584-6518 | 0554-45-2467 |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

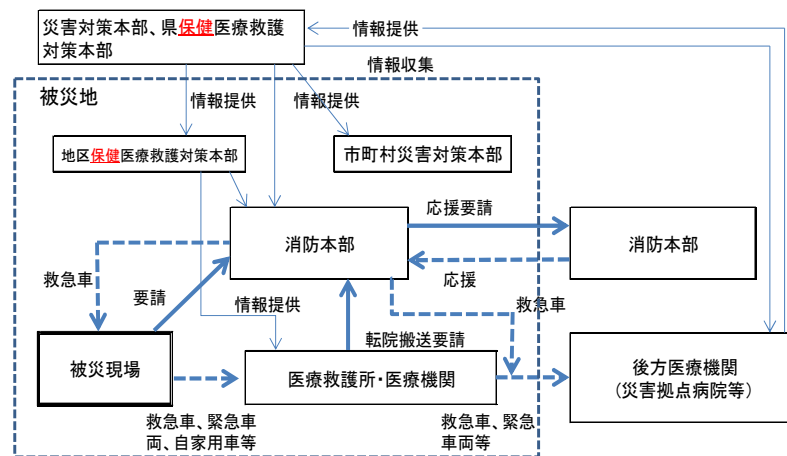
| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

183

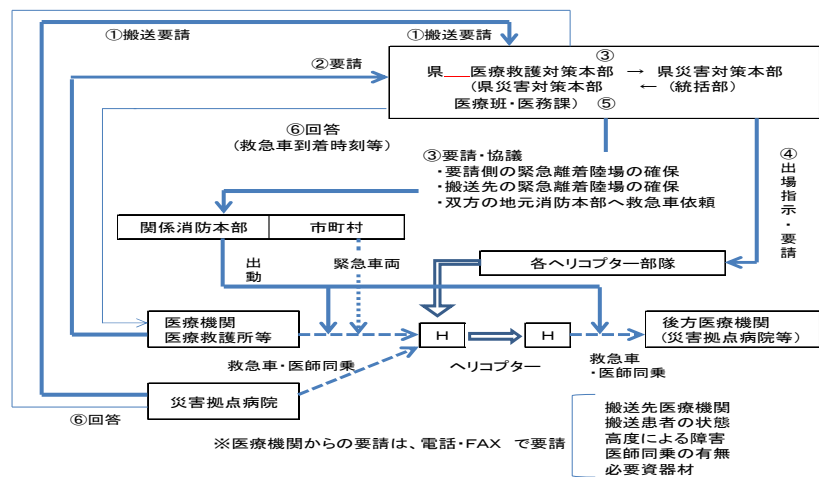
■ 救急車両による傷病者搬送フロー



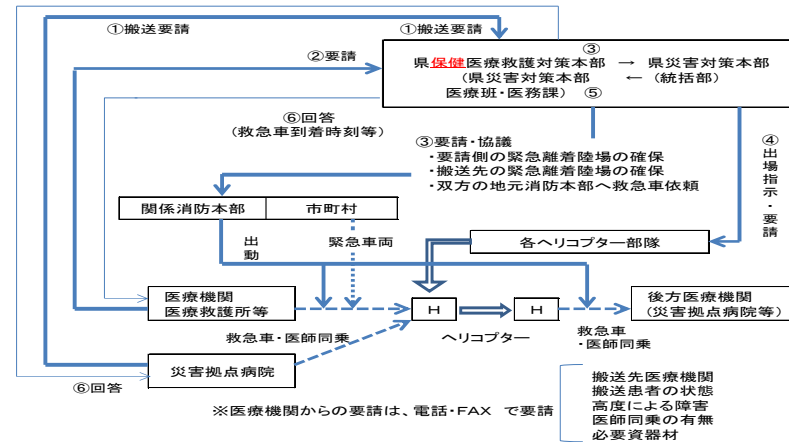
■ 救急車両による傷病者搬送フロー



■ ヘリコプターによる傷病者搬送フロー



■ ヘリコプターによる傷病者搬送フロー

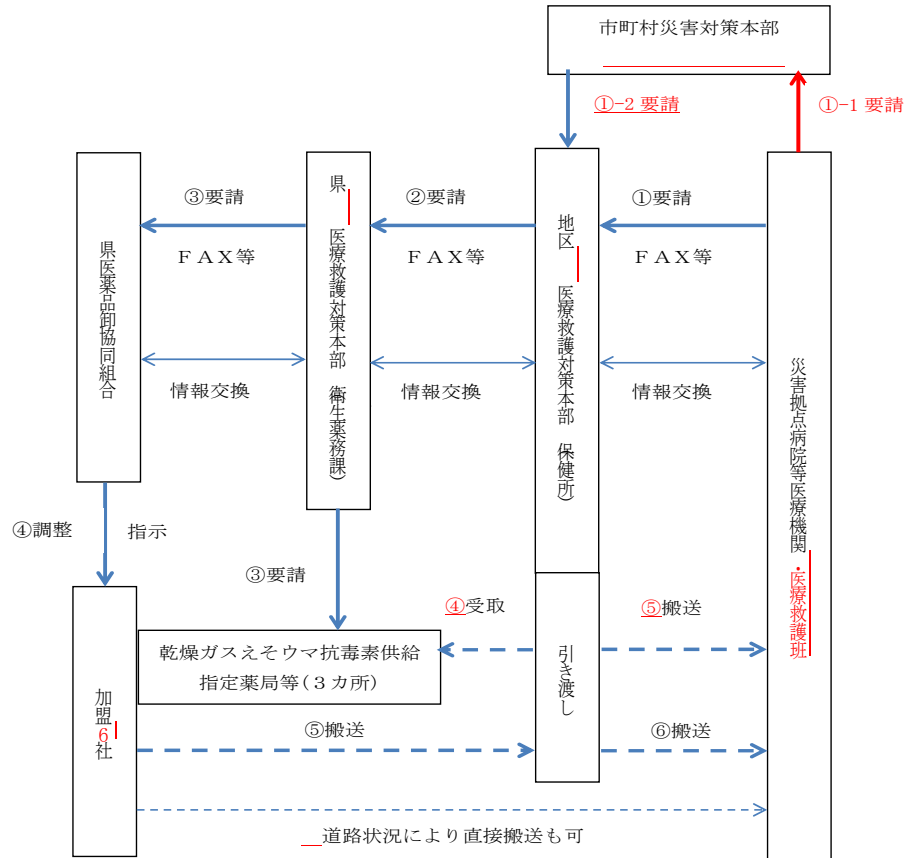


山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

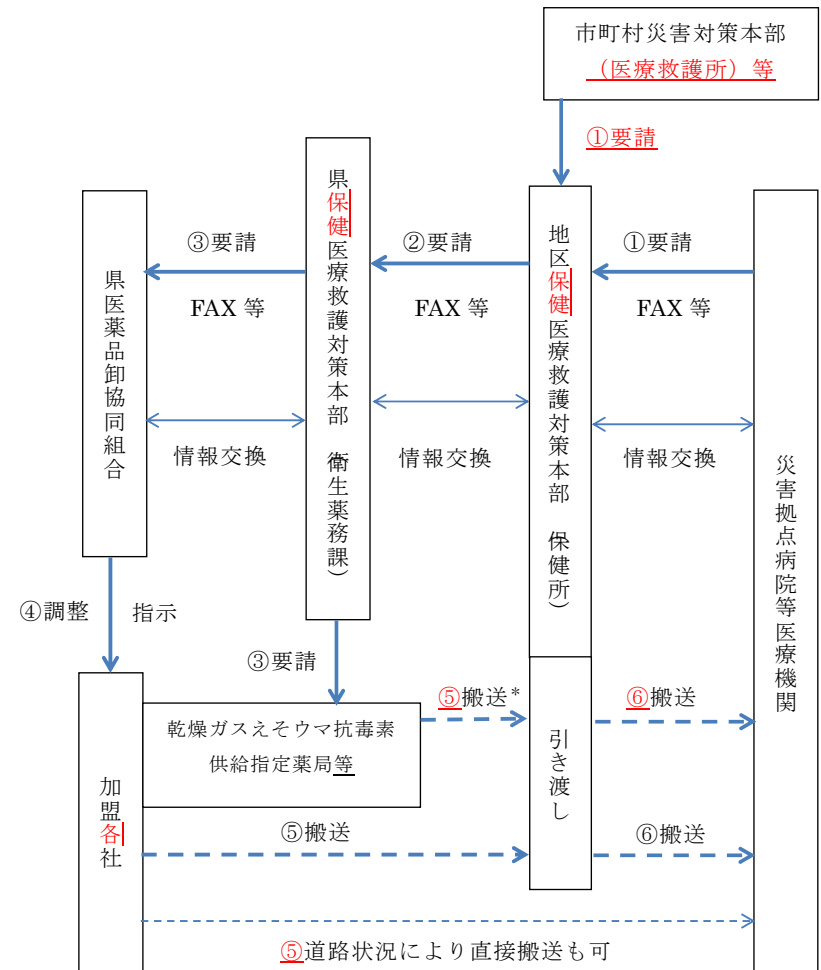
184

■ 県備蓄医薬品等の供給フロー



※ 県医療救護対策本部は、必要に応じて県災害対策本部を通じ、指定地方公共機関、自衛隊等に搬送の支援を要請する。

■ 県備蓄医薬品等の供給フロー



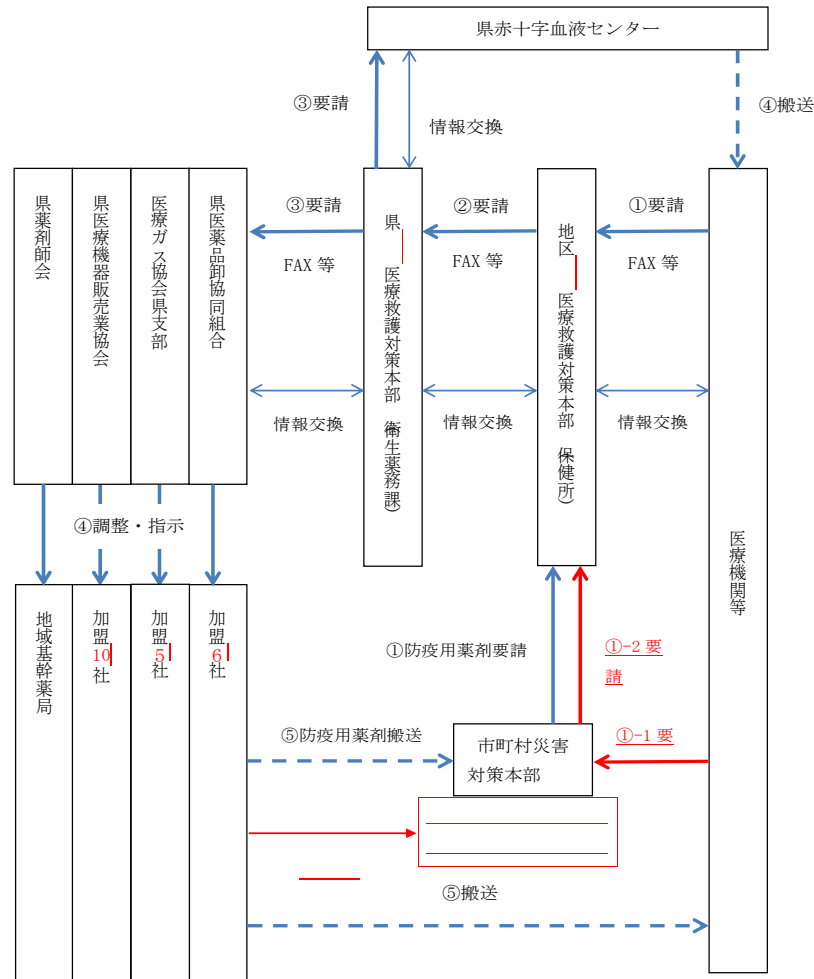
*指定薬局が卸販売でない場合には地区対策本部が受取に行くものとする。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

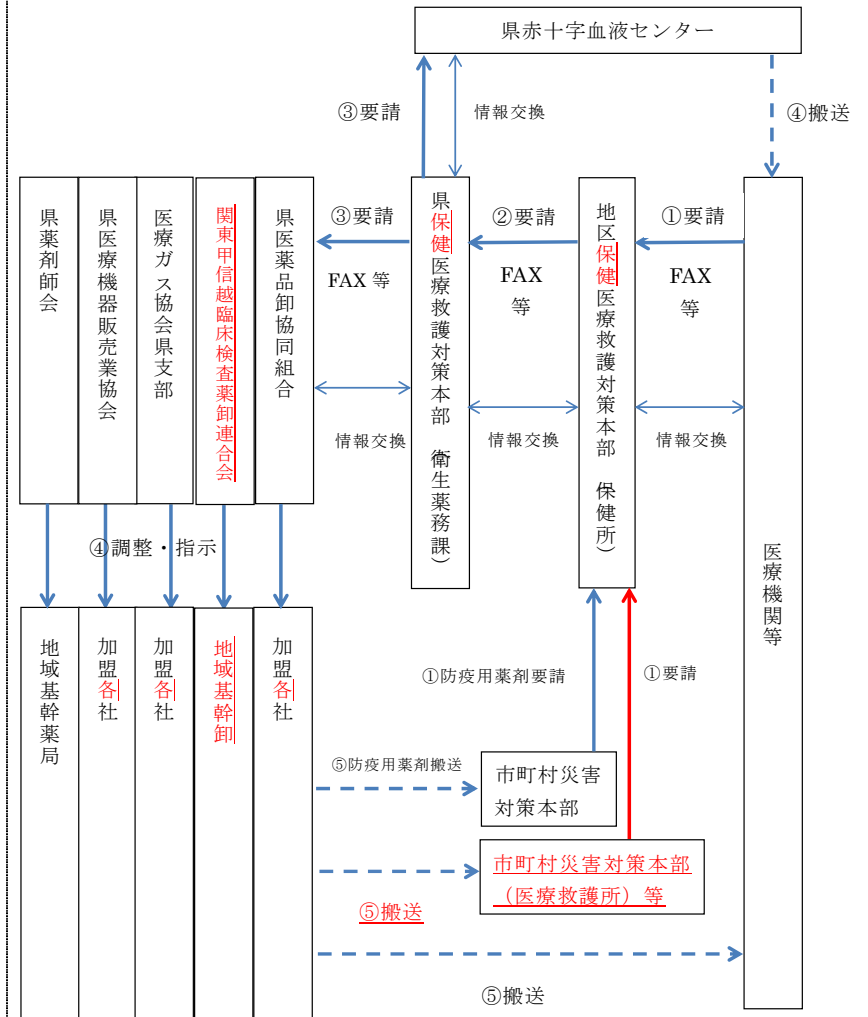
| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

185

■応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



■応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー

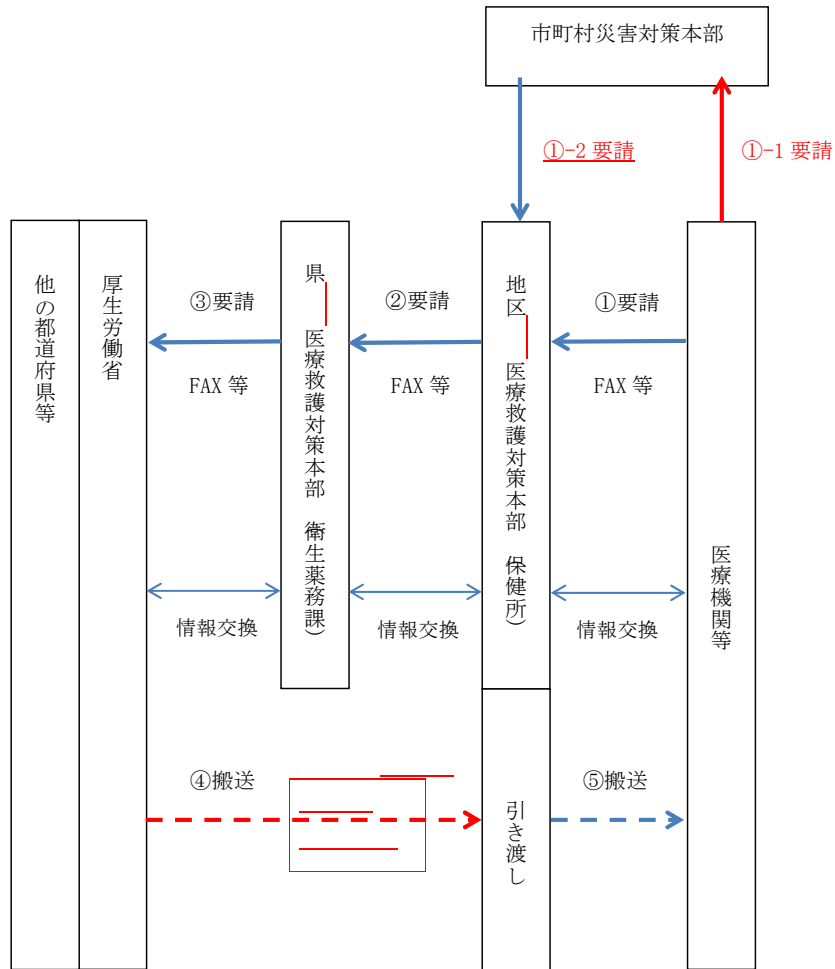


山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

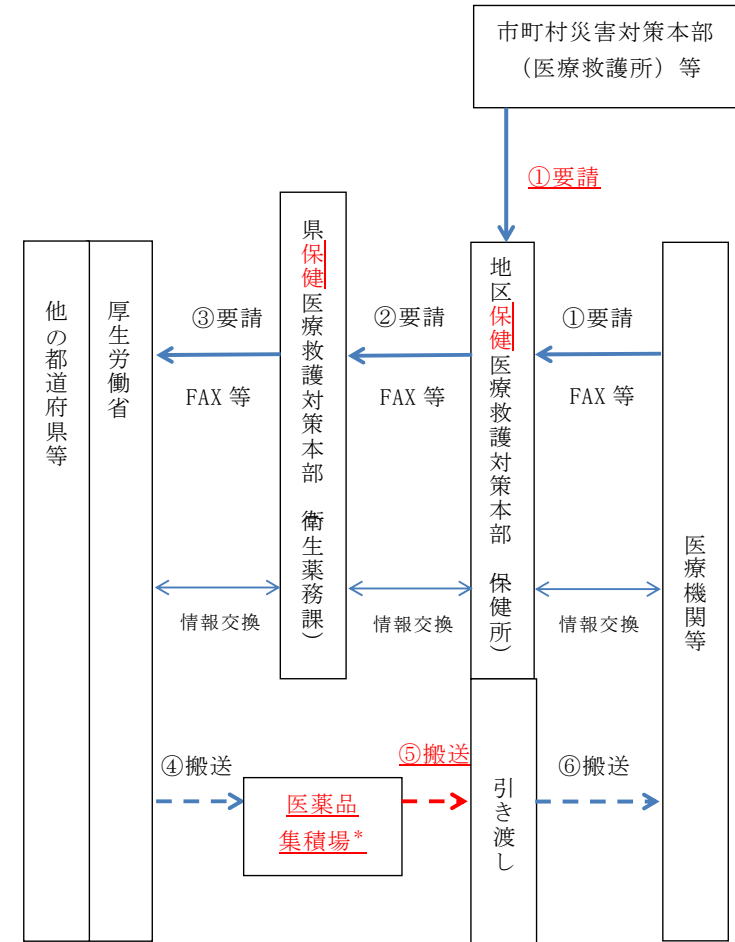
| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

186

■緊急調達医薬品等の供給フロー



■緊急調達医薬品等の供給フロー



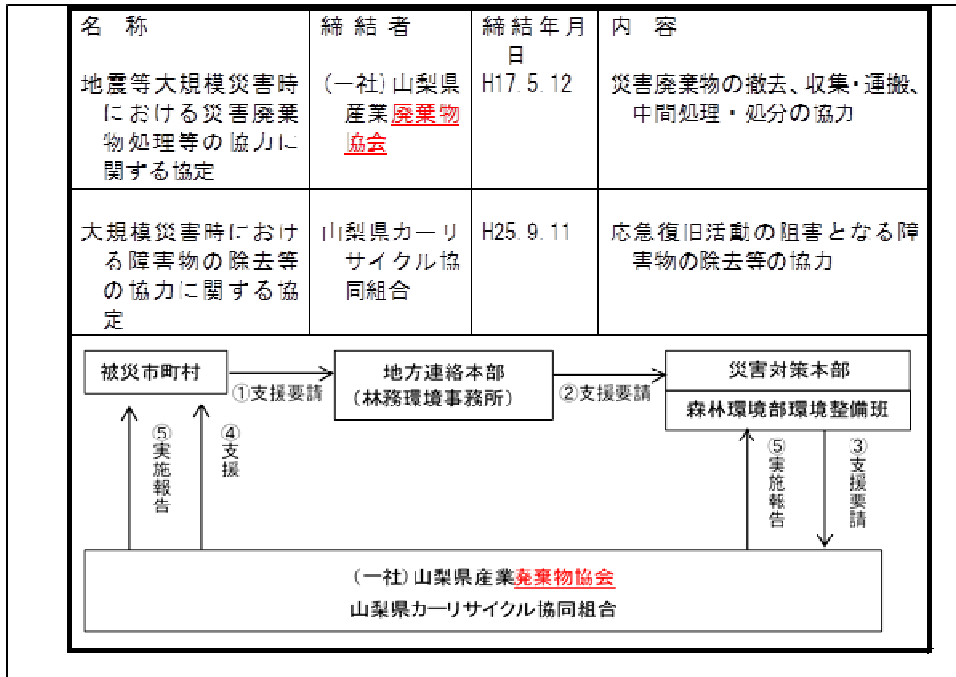
* 集積場は発災後、県本部において設置場所を決定するものとする。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

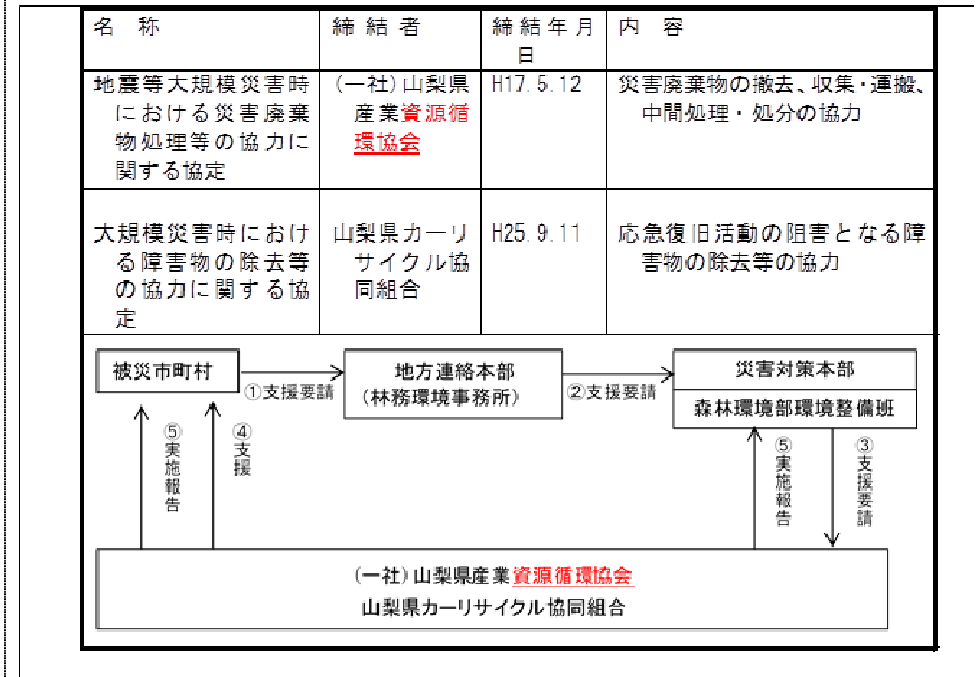
192 第12節 廃棄物処理対策
 (3)国、県及び市町村の役割
 災害時に迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を進めるためには、国、県及び市町村の役割の明確化が必要であり、想定される主な役割は表 1.1 のとおりである。
 また、県及び市町村は、あらかじめ、平常時、応急対応時、復旧・復興時における処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に備える。

194 (2)協力・支援体制の整備



第12節 廃棄物処理対策
 (3)国、県及び市町村の役割
 災害時に迅速かつ円滑に災害廃棄物の処理を進めるためには、国、県及び市町村の役割の明確化が必要であり、想定される主な役割は表 1.1 のとおりである。
 また、県及び市町村は、あらかじめ、平常時、応急対応時、復旧・復興時における処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に備える。

(2)協力・支援体制の整備



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

200

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

ア ごみ焼却施設一覧表

平成31年4月1日現在

資料編 2

| No. | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|-----|-------------------|------------------------|-------------------------------|---------------|----|
| 1 | 富士吉田市 | 富士吉田市 小明見三丁目 11 番 32 号 | 富士吉田市(西桂町、忍野村、富士河口湖町) | 170 | |
| 2 | 上野原市 | 上野原市 上野原 8344 | 上野原市(小菅村、丹波山村) | 40 | |
| 3 | 山中湖村 | 南都留郡山中湖村 平野 506、507 | 山中湖村 | 45 | |
| 4 | 中巨摩地区 広域事務組合 | 中央市一町畑 1189 | 南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町 | 270 | |
| 5 | 峡北広域行政事務組合 | 韮崎市龍岡町下條南割 1895 | 韮崎市、北杜市、甲斐市(甲州市) | 160 | |
| 6 | 峡南衛生組合 | 西八代郡市川三郷町 鴨狩津向 1387 | 市川三郷町、早川町、身延町(南部町) | 30 | |
| 7 | 大月都留広域事務組合 | 大月市初狩町中初狩 3274 | 都留市、大月市(道志村) | 104 | |
| 8 | 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 | 笛吹市境川町寺尾字 前付 1440-1 | 甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 | 369 | |

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

ア ごみ焼却施設一覧表

資料編 2

令和2年1月31日現在

| No. | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|-----|-------------------|------------------------|-------------------------------|---------------|----|
| 1 | 富士吉田市 | 富士吉田市 小明見三丁目 11 番 32 号 | 富士吉田市(西桂町、忍野村、富士河口湖町) | 170 | |
| 2 | 上野原市 | 上野原市 上野原 8344 | 上野原市(小菅村、丹波山村) | 40 | |
| 3 | 山中湖村 | 南都留郡山中湖村 平野 506、507 | 山中湖村 | 45 | |
| 4 | 中巨摩地区 広域事務組合 | 中央市一町畑 1189 | 南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町 | 270 | |
| 5 | 峡北広域行政事務組合 | 韮崎市龍岡町下條南割 1895 | 韮崎市、北杜市、甲斐市(甲州市) | 160 | |
| 6 | 峡南衛生組合 | 西八代郡市川三郷町 鴨狩津向 1387 | 市川三郷町、早川町、身延町(南部町) | 30 | |
| 7 | 大月都留広域事務組合 | 大月市初狩町中初狩 3274 | 都留市、大月市(道志村) | 104 | |
| 8 | 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 | 笛吹市境川町寺尾字 前付 1440-1 | 甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 | 369 | |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

イ 粗大ごみ処理施設一覧表

平成31年4月1日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|---|---------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------|----|
| 1 | 富士河口湖町 | 南都留郡富士河口湖町 河口 385 | 富士河口湖町 | 5 | |
| 2 | 中巨摩地区 広域事務 組合 | 中央市一町畑 1189 | 南アルプス市、甲斐市、中央 市、昭和町、富士川町、市 川三郷町 | 40 | |

ウ 資源化を行う施設一覧表

平成31年1月1日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|---|---|------------------------------|------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 富士吉田市 | 富士吉田市小明見 三丁目 11 番 32 号 | 富士吉田市（西桂町、忍野 村） | 30 | びん類を手選別後、 破砕し選別 |
| 2 | 上野原市 | 上野原市上野原 8344 | 上野原市（丹波山村、小菅 村） | 5 | びん類を手選別後、 破砕し選別 |
| 3 | 山中湖村 | 南都留郡山中湖村 平野 506、507 | 山中湖村 | 9 | びん類を手選別後、 破砕し選別 |
| 4 | 峡北広域 行政事務 組合 | 韮崎市龍岡町下條 南割 1895 | 韮崎市、北杜市、甲斐市 | 15 | 不燃物を破砕し選 別 |
| 5 | 青木が原 ごみ処 理組合 | 南都留郡富士河口 湖町精進青木ヶ 原 514 | 笛吹市、中央市、富士河口 湖町、鳴沢村 | 10 | びん類を手選別 後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別 し圧縮 |
| 6 | 大月都留 広域事 務組合 | 大月市初狩町中初 狩 3274 | 都留市、大月市(道志村) | 31 | びん類を含め、破砕 し選別 |
| 7 | 甲府・峡東 地域ご み処 理施 設事 務組 合 | 笛吹市境川町寺尾 字前付 1440-1 | 甲府市、山梨市、笛吹市、 甲州市 | 30.6 | 不燃ごみ、不燃性粗 大ごみを破砕し 選別 |
| 8 | | | | 6.4 | プラスチック製容 器包装を圧縮梱 包 |
| 9 | | | | 10 | 紙製容器包装、ミ ックスペーパーの 圧縮梱包 |

イ 粗大ごみ処理施設一覧表

令和2年1月31日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|---|-----------------|----------------------|-----------------------------------|---------------|----|
| 1 | 富士河口湖町 | 南都留郡富士河口湖町 河口 385 | 富士河口湖町 | 5 | |
| 2 | 中巨摩地区広域事 務組合 | 中央市一町畑 1189 | 南アルプス市、甲斐市、中央市、 昭和町、富士川町、市川三郷町 | 40 | |

ウ 資源化を行う施設一覧表

令和2年1月31日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 施設規模 (t/日) | 備考 |
|----|---------------------------------------|------------------------------|------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 富士吉田市 | 富士吉田市小明見 三丁目 11 番 32 号 | 富士吉田市（西桂町、忍野 村） | 30 | びん類を手選別 後、破砕し選別 |
| 2 | 上野原市 | 上野原市上野原 8344 | 上野原市（丹波山村、小菅 村） | 5 | びん類を手選別 後、破砕し選別 |
| 3 | 山中湖村 | 南都留郡山中湖村 平野 506、507 | 山中湖村 | 9 | びん類を手選別 後、破砕し選別 |
| 4 | 峡北広域行 政事務組 合 | 韮崎市龍岡町下條 南割 1895 | 韮崎市、北杜市、甲斐市 | 15 | 不燃物を破砕し 選別 |
| 5 | 青木が原 ごみ処 理組合 | 南都留郡富士河口 湖町精進青木ヶ 原 514 | 笛吹市、中央市、富士河口湖 町、鳴沢村 | 10 | びん類を手選別 後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別 し圧縮 |
| 6 | 大月都留 広域事 務組合 | 大月市初狩町中初 狩 3274 | 都留市、大月市(道志村) | 31 | びん類を含め、破 砕し選別 |
| 7 | 甲府・峡東地 域ごみ処 理施 設事 務組 合 | 笛吹市境川町寺尾 字前付 1440-1 | 甲府市、山梨市、笛吹市、 甲州市 | 30.6 | 不燃ごみ、不燃性 粗大ごみを破砕 し選別 |
| 8 | | | | 6.4 | プラスチック製 容器包装を圧縮 梱包 |
| 9 | | | | 10 | 紙製容器包装、ミ ックスペーパーの 圧縮梱包 |
| 10 | 中央市 | 中央市浅利 192 | 中央市 | 9 | 汚泥・生ごみを堆 肥化 |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

202

エ 最終処分場一覧表

平成31年1月1日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 | 埋立容量 (埋立面積) | 備考 |
|---|--------------|------------|---------|--|------------|
| 1 | 山梨県市町村総合事務組合 | 笛吹市境川町寺尾地内 | 県内27市町村 | 302,000m ³ (28,570m ²) | H30 供用開始予定 |

オ し尿処理施設一覧表（地域し尿処理施設を除く）

平成31年1月1日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 処理規模 (kl/日) |
|----|-------------|-----------------------|-------------------------|----------------|
| 1 | 甲府市 | 甲府市小曲町 948-1 | 甲府市 | 100 |
| 2 | 富士吉田市 | 富士吉田市小明見三丁目 11 番 17 号 | 富士吉田市（西桂町、忍野村、山中湖村） | 90 |
| 3 | 山梨市 | 山梨市南 2160 | 山梨市 | 45 |
| 4 | 北杜市 | 北杜市長坂町中丸 916 | 北杜市 | 46 |
| 5 | 笛吹市 | 笛吹市石和町砂原 936-2 | 笛吹市 | 40 |
| 6 | 上野原市 | 上野原市上野原 8344 | 上野原市 | 40 |
| 7 | 甲州市 | 甲州市塩山千野 3136 | 甲州市 | 20 |
| 8 | 峡南衛生組合 | 南巨摩郡南部町万沢 5979-3 | 南部町 | 19 |
| 9 | 中巨摩地区広域事務組合 | 中央市乙黒 1083-3 | 南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町 | 85 |
| 10 | 峡北広域行政事務組合 | 韮崎市栄 2-5-48 | 韮崎市、北杜市、甲斐市 | 72 |
| 11 | 峡南衛生組合 | 西八代郡市川三郷町鴨狩津向 1387 | 市川三郷町、早川町、身延町 | 40 |
| 12 | 三郡衛生組合 | 南アルプス市東南湖 1070 | 南アルプス市、市川三郷町、富士川町 | 61 |
| 13 | 青木ヶ原衛生センター | 南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514 | 富士河口湖町、鳴沢村（甲州市、中央市、道志村） | 50 |
| 14 | 大月都留広域事務組合 | 都留市田野倉 1130 | 都留市、大月市（道志村） | 92 |

エ 最終処分場一覧表

令和2年1月31日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 | 埋立容量 (埋立面積) | 備考 |
|---|--------------|------------|---------|--|----------|
| 1 | 山梨県市町村総合事務組合 | 笛吹市境川町寺尾地内 | 県内27市町村 | 302,000m ³ (28,570m ²) | H30 供用開始 |

オ し尿処理施設一覧表（地域し尿処理施設を除く）

令和2年1月31日現在

| | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村 ※（ ）は処理委託市町村 | 処理規模 (kl/日) |
|----|-------------|-----------------------|-------------------------|----------------|
| 1 | 甲府市 | 甲府市小曲町 948-1 | 甲府市 | 100 |
| 2 | 富士吉田市 | 富士吉田市小明見三丁目 11 番 17 号 | 富士吉田市（西桂町、忍野村、山中湖村） | 90 |
| 3 | 山梨市 | 山梨市南 2160 | 山梨市 | 45 |
| 4 | 北杜市 | 北杜市長坂町中丸 916 | 北杜市 | 46 |
| 5 | 笛吹市 | 笛吹市石和町砂原 936-2 | 笛吹市 | 40 |
| 6 | 上野原市 | 上野原市上野原 8344 | 上野原市 | 40 |
| 7 | 甲州市 | 甲州市塩山千野 3136 | 甲州市 | 20 |
| 8 | 峡南衛生組合 | 南巨摩郡南部町万沢 5979-3 | 南部町 | 19 |
| 9 | 中巨摩地区広域事務組合 | 中央市乙黒 1083-3 | 南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町 | 85 |
| 10 | 峡北広域行政事務組合 | 韮崎市栄 2-5-48 | 韮崎市、北杜市、甲斐市 | 72 |
| 11 | 峡南衛生組合 | 西八代郡市川三郷町鴨狩津向 1387 | 市川三郷町、早川町、身延町 | 40 |
| 12 | 三郡衛生組合 | 南アルプス市東南湖 1070 | 南アルプス市、市川三郷町、富士川町 | 61 |
| 13 | 青木ヶ原衛生センター | 南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514 | 富士河口湖町、鳴沢村（甲州市、中央市、道志村） | 50 |
| 14 | 大月都留広域事務組合 | 都留市田野倉 1130 | 都留市、大月市（道志村） | 92 |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|
| 203 | <p>第13節 生活関連事業等の応急対策 (新設)</p> | <p>第13節 生活関連事業等の応急対策 <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u> <u>県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</u></p> |
| 205 | <p>3 一般ガス__事業施設応急保安対策 (1) 一般ガス__事業者の名称、所在地、供給区域等</p> | <p>3 一般ガス<u>導管</u>事業施設応急保安対策 (1)一般ガス<u>導管</u>事業者の名称、所在地、供給区域等</p> |
| 206 | <p>4 _____簡易ガス_施設応急保安対策 (1) <u>ボンベハウス</u> ア <u>ボンベハウス</u>に異常を認めるとき ① <u>ボンベハウスの</u> 発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。</p> | <p>4 <u>ガス小売事業(旧簡易ガス)</u>施設応急保安対策 (1) <u>特定製造所</u> ア <u>特定製造所</u>に異常を認めるとき ① <u>特定製造所のガス</u>発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。</p> |
| 207 | <p>5 液化石油ガス応急保安対策 (1) 災害対策組織 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県<u>エルピ</u> <u>二</u>ガス協会に「災害対策本部」を設置する。</p> | <p>5 液化石油ガス応急保安対策 (1) 災害対策組織 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県<u>LP</u> <u>二</u>ガス協会に「災害対策本部」を設置する。</p> |
| | <p>第15章 民生安定事業</p> | <p>第15章 民生安定事業</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

211

(1) 融資一覧表

| 実施機関及び金融機関名 | 資金名 | 融資対象 | 使途 | 限度額 | 利率 | 期間 | 担保等 | 備考 |
|---|------------|---|---|-------------------------------------|--|----|------------------|--|
| 中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合 | 災害復旧貸付 | に災害に被害を受けた被災者又は被災区域又は被災区域外に所在する被災者又は被災区域外に所在する被災者 | 既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内(代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内 | 基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。 | 設備資金 15年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) | | 必要に応じて担保・保証人を求める | 特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 |
| 国民金融公庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合 | 災害貸付 | に被害を受けた被災者又は被災区域又は被災区域外に所在する被災者又は被災区域外に所在する被災者 | (1)各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める | 各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率) | 普通貸付 10年以内 (2年以内の据置期間を含む) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内 | | | 1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで。 |
| 商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合 | 災害復旧資金 | に被害を受けた被災者又は被災区域又は被災区域外に所在する被災者又は被災区域外に所在する被災者 | 定めなし | 商工中金所定の利率、ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。 | 設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。) | | | |
| 山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 | 東日本大震災復興融資 | に被害を受けた被災者又は被災区域又は被災区域外に所在する被災者又は被災区域外に所在する被災者 | 事業資金 設備資金 <u>3,000万円</u> 運転資金 <u>3,000万円</u> (一企業限度 <u>3,000万円</u>) | <u>1.60%</u> | 設備資金 10年以内 (1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (1年以内の据置期間を含む。) | | | |

(1) 融資一覧表

| 実施機関及び金融機関名 | 資金名 | 融資対象 | 限度額 | 利率 | 期間 | 担保等 | 備考 |
|--|-----------------------|------|---|--|--|-------------------------|--|
| 日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合 | 災害復旧貸付 | 被災者 | 既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内(代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内 | 基準利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。 | 設備資金 15年以内 (うち2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (うち2年以内の据置期間を含む。) | 弾力的に取り扱いは、個別中小企業の実情に応じ、 | 特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 |
| 日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合 | 災害貸付 | 被災者 | (1) 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める (3) 代理店取扱1,500万円 | 各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率) ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。 | 一般貸付 10年以内 (うち2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付 各融資制度に定められた期間内 | | 1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで。 |
| 商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合 | 災害復旧資金 | 被災者 | 定めなし | 商工中金所定の利率 — — — — | 設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。) | | |
| 山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 | 経済変動対策融資(経済危機・災害復旧関係) | 被災者 | 設備資金 <u>5,000万円</u> 運転資金 <u>5,000万円</u> (一企業限度額 <u>5,000万円</u>) | <u>1.4%</u> | 設備資金 10年以内 (うち1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (うち1年以内の据置期間を含む。) | と金融機関又は信用保証協会の定める | 直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。 |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

| | | |
|-----|---|---|
| 212 | <p>(2) 信用保証について</p> <p><u>「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例</u></p> <p>ア 機関名 山梨県信用保証協会</p> <p>イ 概要</p> <p>a 災害関係保証に係る中小企業者 1 人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。</p> <p>b 信用保証料の低減措置をとる。</p> <p><u>「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例</u></p> <p>ア 機関名 山梨県信用保証協会</p> <p>イ 概要</p> <p>a <u>東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。</u></p> <p>b <u>信用保証料の低減措置をとる。</u></p> | <p>(2) 信用保証について</p> <p><u>法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例</u></p> <p>ア 機関名 山梨県信用保証協会</p> <p>イ 概要</p> <p>a 災害関係保証に係る中小企業者 1 人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。</p> <p>b 信用保証料の低減措置をとる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
|-----|---|---|

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| | | |
|------|---|---|
| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|

214 5 農業災害関係金融対策

| | |
|------|------------------------|
| 据置期間 | 3年以内 |
| 償還期限 | 10年以内 |
| 資金源 | 国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。 |

215

9 罹災証明書の交付等

市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。

5 農業災害関係金融対策

(3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和3年10月現在）

| | |
|-------|---|
| 貸付対象 | 天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等 |
| 資金の使途 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等 |
| 限度額 | 600万円 ただし、簿記帳簿を行っている者については、年間経営費等の6割に相当する額 |
| 貸付利率 | 年0.16～0.2% |
| 据置期間 | 3年以内 |
| 償還期限 | 10年以内 |
| 資金源 | 国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。 |

9 罹災証明書の交付等

市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|--|---|
| 216 | <p>第16節 災害ボランティア支援対策</p> <p>2 災害ボランティアの促進</p> <p>県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。</p> <p>また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、<u>県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会</u>、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。</p> <p>さらに、県、市町村及び関係団体は、被災地入りしている<u>NPO、ボランティア団体等</u>と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> | <p>第16節 災害ボランティア支援対策</p> <p>2 災害ボランティアの促進</p> <p>県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会が設置する山梨県災害救援ボランティア本部と連携する。</p> <p>また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、<u>山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会</u>、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。</p> <p>さらに、県、市町村及び関係団体は、被災地入りしている<u>NPO・ボランティア等</u>と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> |
| 217 | <p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>国〔国土交通省〕は、<u>重要物流道路及びその代替・補完路</u>について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事(独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。)を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき(国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。)は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の</p> | <p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>国〔国土交通省〕は、<u>都道府県道又は市町村道</u>について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事(独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。)を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき(国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。)は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の</p> |

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|---|---|
| | <p>整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> | <p>整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p style="color: red;"><u>都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p style="color: red;"><u>国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> |

山梨県地域防災計画修正案新旧対照表

| 本編頁数 | 旧 | 新 |
|------|--|---|
| 219 | <p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。 大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の東海地震に関する事前対策計画をもって充てる。</p> | <p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。 大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。</u></p> |
| 220 | <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 4 関東農政局(<u>山梨支局</u>)</p> | <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 4 関東農政局(<u>山梨県拠点</u>)</p> |
| 221 | <p>13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)</p> | <p>13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)、<u>中部地方整備局(富士砂防事務所)</u></p> |
| 224 | <p>第6 指定地方公共機関 3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、<u> </u>日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)</p> | <p>第6 指定地方公共機関 3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、<u>(一社)</u>日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)</p> |
| 251 | <p>第2章 災害予防計画(平常時の対策) 第1節 地震に強い県土づくりの推進 4 ため池等の対策 本県のため池の多くは、築造年代が古く経過年数が長いため、<u>漏水等により弱体化の傾向にある。</u> 災害の際に決壊流失すると<u>人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすた</u></p> | <p>第2章 災害予防計画(平常時の対策) 第1節 地震に強い県土づくりの推進 4 ため池等の対策 本県のため池の多くは、築造年代が古く経過年数が長いため、<u>老朽化の進行や現行耐震基準を満たしていないため池も存在する。</u> 災害の際に決壊流失すると<u>家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能</u></p> |